

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

1 改正の趣旨

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）の一部の施行に伴い、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第2条第4項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶（水陸両用車両を含む。以下「装備移転船舶」という。）は、防衛大臣が定める配員の基準に従って配員して航行することについて防衛省令で定めるところにより同大臣の確認を受けた後でなければ、これを航行してはならないとされたことから、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）について所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 装備移転船舶の配員確認に係る手続を規定する。（第88条の2の8関係）

3 施行期日

令和8年4月1日